平成２５年（再イ）第７５号
札幌市西区西町北２丁目１番14―201号
再生債務者　二階堂洋史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第９９号
札幌市東区北45条東５丁目１番15号
再生債務者　吉田　朝美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２０号
仙台市宮城野区東仙台５丁目24番11号
再生債務者　簗田　一史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１２号
静岡県御殿場市大坂289番地の12
再生債務者　的場　武久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第５号
静岡県三島市谷田・塚の台・1607番地の９
ヒルズ五本松Ｂ―201
再生債務者　本間　一浩
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成15年11月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月３日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成１９年（再イ）第４号
群馬県高崎市上里見町772番地１、認可決定時の住所群馬県桐生市新里町高泉83番地
再生債務者　國分　美加（認可決定時の氏名奥野美加）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年10月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月３日　前橋地方裁判所桐生支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１４３号
東京都立川市西砂町１―35―35
再生債務者　大野　英樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１３４号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目３番８号アステルコート401号、住民票上の住所札幌市白石区南郷通６丁目北５番20号コーポ大進Ｂ―208号
再生債務者　松橋　龍浩
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２１７号
埼玉県戸田市大字美女木943番地の10　パレ武蔵浦和ヒューマンスクエア605号室
再生債務者　小川　　卓
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1104番地の７
再生債務者　井上　市郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年９月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再口）第４号
青森市大字新城字平岡160番地210　セジュールレオ201号
再生債務者　神　　政史
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月１日から平成25年10月15日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再口）第１００７５号
東京都国立市西２―30―16
再生債務者　加藤精一郎
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年11月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再口）第１号
静岡県三島市青木307番地の３
再生債務者　村山　宇司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月17日まで
平成25年９月３日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（再口）第１号
宮城県遠田郡美里町字桜木町206番地12
再生債務者　大友　妙子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月24日まで
平成25年９月３日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２５年（再口）第３号
滋賀県栗東市上鈎275番地２　202
再生債務者　西村真由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月１日まで
平成25年９月３日
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再口）第１００２８号
東京都足立区新田３―37―11―501
再生債務者　佐藤　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再口）第１００２７号
東京都杉並区荻窪５―７―11
再生債務者　坂本　　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再口）第１号
長崎県大村市中岳町1665番地
再生債務者　古田　雅彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日　長崎地方裁判所大村支部